

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年10月25日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

- (1) 受水槽ボールタップ交換
- (2) 受水槽内部清掃

2 履行(納品)場所

泉区中田北2番地20-1  
横浜市立中田中学校

3 契約日

令和4年9月7日

4 履行日又は履行期間

令和4年9月23日から令和4年9月24日

5 契約金額

242,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市保土ヶ谷区上菅田町1312  
株式会社 司工事

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

中田中学校において、受水槽の水位異常音が発生した。早急に修理を行わないと正常に水道を使用できない可能性があるため、緊急契約での修繕を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市の有資格者名簿から、事案が生じた時に速やかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管課

横浜市立中田中学校